

日弁連の死刑制度廃止宣言に対する反対声明

平成28年9月27日

犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォーラム）

共同代表 弁護士 杉本吉史

同 弁護士 山田 廣

当VSフォーラムは、平成22年に設立された犯罪被害者の支援や権利を擁護することを目的とした弁護士集団です。

ところで、日本弁護士連合会（以下「日弁連」と言います。）は、平成28年10月7日に行われる第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（以下「本宣言」と言います。）を採択する予定です。本宣言では、「日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきである」として、日弁連として初めて明確に死刑制度の廃止を宣言するとのことでした。

そこで、当VSフォーラムでは、犯罪被害者の支援や権利の擁護に携わる弁護士集団として、

- ① 強制加入団体である日弁連が、死刑制度の是非について一方の立場から宣言を採択することは、日弁連の会員である個々の弁護士の思想・良心の自由に対する侵害であり、強制加入団体として許されるべき目的の範囲を逸脱していること
- ② 犯罪被害者の人権や尊厳への配慮がないこと
- ③ 死刑制度を維持するかどうかは国民一人一人がその価値観に従って決めるべきことがらであること

という主に3点の理由から、本宣言を「採択すること」自体に強く反対し、ここに反対声明（以下「本反対声明」と言います。）を表明させていただきます。その要旨は、下記のとおりです。

記

1 個々の弁護士の思想・良心の自由を侵害し、強制加入団体としてなし得る範囲を超えていること

死刑制度についての考え方は、個人の思想、信条、信教、人生観等に深く関わっており、弁護士の中でも多様な意見が存在する。従って、死刑制度の是非に関して、弁護士会が統一的な見解を取り纏めることができる問題ではない。しかも、今回人権擁護大会が行われる福井市体育館は、観覧席数が1313席しかなく、また、出席できない弁護士のための議決権の代理行使は認められていない。したがって、決議に関わるのは、全弁護士37,614人（平成28年9月1日現在）のうちのほんの数パーセントしかいない。

それでも、日弁連の団体名で意思表示をすれば、国民は、それが弁護士の総意であって、弁護士はみな死刑廃止論者であると誤解してしまう可能性が極めて高い。現に、死刑執行がなされる度に日弁連会長が、死刑執行に抗議する会長声明を出していることを受けてか、当VSフォーラムの会員弁護士でさえ、依頼者である被害者から「先生も死刑は反対なのですよ。」と詰め寄られることも少なくない。

日弁連は強制加入団体であり、弁護士として活動するためには、日弁連を退会することはできない。本宣言と異なる意見をもつ弁護士にとっては、日弁連に所属することを強制されながら、自らの思想、信条等に反する意見を表明されることは苦痛の極みである。多くの犯罪被害者の代理人として活動する弁護士の業務にも支障を及ぼしている。そもそも、日弁連は、弁護士法に基づいて設立された団体であるから、法律に定められた目的の範囲内でのみ活動ができる。その目的は、「弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」（弁護士法45条2項）と決められており、死刑制度の廃止を目指すべきであるとの宣言を採択することは、日弁連の目的から外れるものである。したがって、本宣言は、強制加入団体として許されるべき範囲を逸脱しており、許されないものである。

2 犯罪被害者の人権や尊厳への配慮がない

このように、日弁連がなし得るのは上記目的の範囲内であり、その一環として個々の弁護士の業務を補佐することにある。そして、弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定め、個々の弁護士の責務として、加害者の人権擁護に限らず、ひろ

く国民の人権を擁護すべきことを定めているのであるから、日弁連は、加害者のための人権擁護活動だけでなく、被害者のための人権擁護活動をも補佐しなければならないものと言うべきである。従って、一方だけに偏った活動は、弁護士会ひいては個々の弁護士に対する国民の信頼を失墜させるものであり、許されない。

ところが、日弁連は、平成20年1月に始まる被害者参加制度が国会で承認された際、「被害者が感情的になって法廷が荒れる」などという裏付けのない理由で、「被害者参加制度は将来に禍根を残す制度である」と述べ、導入に強硬に反対するとともに、被害者団体からの度重なる撤回の申入れも一顧だにせず、未だその見解を取り消していない。

さらに、日弁連は平成27年10月、全国の単位弁護士会に対し、「死刑事件の弁護のために」と題する手引き（以下「手引き」という。）を送付し、被害者参加制度そのものに否定的な見解を改めて示した。手引きには、「死刑事件における責務を果たすべき弁護人に少しでも役立つことを願って編んだ」（手引き「はじめに」より）とされており、死刑相当事件の弁護活動をする上でのいわばマニュアル本のようなものとされているが、同手引きには、被害者参加への対応方法として、「（死刑相当事件の）否認事件や正当防衛事件等では、参加そのものに反対すべきである。少なくとも事実認定手続と量刑手続を二分し、後者にのみ参加が許されるとの意見を述べるべきである」と記載されている。これは、被害者遺族にとってもっとも関心が高く、一番参加したいと思っている事件について、被害者参加制度を全面的に否定し、被害者の参加の権利を奪い取り、被害者の口封じを目論むものである。これに対し、当VSフォーラムでは平成27年10月19日、「全国の弁護士会、弁護士に訴える」と題して、各単位弁護士会及び各弁護士に対し、手引きの内容を鵜呑みにせず、個別の事案をよく吟味・検討した上で、自己の良心に基づいて弁護方針を立てるべきであるとして、反対声明を発出したが、日弁連からは何の反応もない。

犯罪被害者等基本法第3条で、「すべて犯罪被害者等はその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と明確に宣言されている。それにも関わらず、日弁連は、実際に制度として実施され、実務として根付いた現在も、被害者参加制度を否定するような態度をとり続けているのであり、被害者の権利をないがしろにしていると言わざるを得ない。

要するに、本宣言は、こうした刑事手続における被害者の参加の権利を奪

ったうえで、加害者に極刑を望む被害者遺族の心情をも踏みにじるものである。被告人を死刑にしても、被害者は生きて帰らないとも言うが、生きて帰らないからこそ、死をもって償って欲しいと遺族の多くは考えているのである。凶悪犯罪の被害者遺族の多くは、自ら加害者に復讐をしたいと思っている。しかし、これを認めると国家の秩序が乱れるということで、近代国家は私的制裁を禁止し、代わりに国家が処罰を代行する仕組みを作った。本宣言は、こうした社会の仕組みを崩壊させるものであり、被害者遺族の心からの叫びを封じるものである。

また、本宣言では、「犯罪により命が奪われた場合、失われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されるものではなく、遺族が厳罰を望むことは、ごく自然なことである」と一見、被害者に寄り添うかのような意見も述べる。しかし、一度でも被害者遺族に寄り添う活動をした経験があれば、「犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等を取り巻く状況を踏まえ、福祉の協力を得て、精神的な支援を含めた総合的な支援が必要である。さらに、犯罪被害者等給付金については、支給対象者の範囲の拡大及び給付金の増額を期すべきである」などという抽象的で空疎な言葉は出てこない。あたかも、経済的補償さえすればよいのだ、と言わんばかりであり、かえって被害者の尊厳や自尊心を傷つけるものである。もちろん、精神的なケアや経済的補償は必要不可欠であるが、それは同時に必要最低限の話でしかなく、これによって、厳罰を求める被害者の怒りが静まるわけではない。上記弁解は、被害に遭っていない幸せな者が言う的外れな見解に過ぎない。

被害者遺族のほとんどが、被害前は善良で幸せに暮らしていた温厚な国民である。ところが、被害後に、加害者が死刑になることを願い、死刑に拘り続ける人生を送らざるを得なくなったのはなぜなのか。そこに一瞬でも思いを馳せることができたなら、本宣言を出せるはずはない。

加害者の人権ばかりを守り、被害者の人権や尊厳をないがしろにするのであれば、日弁連は「人権擁護団体」を名乗る資格はない。

3 死刑制度を維持するかどうかは国民一人一人がその価値観に従って決めるべきことがらであること

平成26年に内閣府が行った世論調査によれば、「死刑もやむを得ない」と答えた人は80.3%、「死刑は廃止すべきである」と答えた人は9.7%であり、国民の約8割が死刑制度を支持している。

日弁連は、平成23年の第54回人権擁護大会で、「罪を犯した人の社会

復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択し、その後も死刑執行がなされる度に、会長声明として、死刑制度の廃止についての全社会的議論を求めているが、この日弁連の呼びかけによって、我が国で死刑制度についての全社会的議論が行われたとは言えない。本宣言の全体的な論調を見ると、あたかも日弁連が国民を啓蒙し正しい道を示す必要があるが如く述べられているが、こうした奢りに国民は嫌悪感を抱いており、賛同する様子はまったくない。本宣言の中で、「当連合会自らが死刑廃止を目指すべきことを宣言した上で、その実現のために活動することこそが求められているのではないだろうか」と述べているが、国民は日弁連に対し、死刑存置とか死刑廃止とかの「ご意見」をなんら期待していない。国民意識と日弁連との意識の解離に啞然とするばかりである。

そもそも、日弁連の目的は、前述したように、「弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」（弁護士法45条2項）であり、死刑制度の廃止を目指すべきであるとの宣言を採択することは、日弁連の目的からも外れる。国民の8割が死刑制度を支持している中、日弁連が法律で決められた目的の範囲を超える本宣言を採択した場合、国民はどのように感じるであろうか。ますます国民意識から解離した意味のないことをする団体でしかないと感じるようになり、国民の日弁連への信頼、ひいては個々の弁護士に対する信頼が失われるのではないかと危惧する。

死刑制度を維持するかどうかは、弁護士の間でも意見が大きく異なる政策的要素の強い課題である。廃止論者の中でも、絶対廃止という考え方もあれば条件的廃止という考え方もあり、存置論者にしても同様である。

それは本来、国民一人一人が、自分の人生観、思想、信条等に従って決めべきその人の聖域であって、日弁連という極めて少人数の狭い業界の中で、国民に向けて、廃止せよ、あるいは逆に存置せよなどと宣言を採択し、指導すべき筋合いのものではない。

以上